

令和4年1月31日

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人の令和3年3月11日付け「\*\*\*の訪問記録（第1回目8月7日の翌日～本日迄）」なるもの（以下「本件文書」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同月25日付けで行った本件開示請求を拒否する旨の決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 本件の概要

(1) 審査請求人は、令和3年3月11日、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月23日武蔵野市条例第6号。以下「条例」という。）第16条の規定により、\*\*\*（以下「本人」という。）の法定代理人父として本件文書の開示を請求したが、実施機関は、本件開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第17条第2号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第19条に基づき本件決定をしたので、審査請求人は令和3年3月30日付けで、「決定を取消し、請求を認める決定とする」との裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(2) 審査請求人の審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

条例第17条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益に害するおそれのあるもの」を理由として非開示とされた箇所については、その除外条項である同号ただし書きに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に相当する。

(3) 実施機関の本件決定の理由及び理由説明は、概ね次のとおりである。

条例第17条第2号本文の規定において、「本人以外の個人に関する情報であって、当該添付書類に含まれる記述により、本人以外の特定の個人を識別できるもの又は開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する場合は、対象となる自己情報を非開示としている。

また、本件開示請求に係る自己情報については、存在しているか否かを答えるだけで、条例第17条第2号の非開示情報を開示することとなり個人のプライバシーを侵害することになるため、条例第19条の規定により、請求を拒否する決定をした。

### 3 審査会の判断

#### (1) 条例第19条該当性

仮に本件文書が存在するとすれば、そこには、本人の許を訪問した武蔵野市の担当者が、本人以外の第三者との間で、本人に関して行った何らのやり取り等の内容が記載されていると推測される。そうすると、本件文書が存在している旨答えた場合には、上記やり取りが行われたという事実を開示するのと異なる結果となるし、反対に存在していない旨答えた場合には、上記やり取りが行われていないという事実を開示するのと異なる結果となる。

もっとも、本件文書の存否を答えただけでは、やり取りを行った、又は行わなかった上記第三者が何人であるかまでは特定され得ないかも知れないが、条例第17条第2号により非開示情報とされている「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる」情報、又は「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」情報を開示することとなると考えられる。

審査請求人は、非開示情報の例外をなす「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（条例第17条第2号ただし書イ）に当たるというが、上記やり取りに係る事実がこれに当たるとは考え難い。

したがって、仮に本件文書の存否を回答することは、条例第17条第2号の規定に該当する非開示情報を開示することとなるので、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるから、本件決定は、妥当である。

(2) 結論

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和3年4月19日	諮問
令和3年5月14日	実施機関より理由説明書收受
令和3年5月25日	審議（第16期第6回審査会）
令和3年6月25日	審査請求人より意見書收受
令和3年7月6日	審議（第16期第7回審査会）
令和3年8月11日	実施機関より補充説明書收受
令和3年8月19日	審議（第16期第8回審査会）
令和3年10月6日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第16期第9回審査会）
令和3年11月9日	審議（第17期第1回審査会）
令和3年12月22日	審議（第17期第2回審査会）
令和4年1月31日	審議（第17期第3回審査会）